

ISSUE BRIEF

税制改革の重要課題

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 644 (2009. 7. 9.)

はじめに

- I 消費税
 - II 所得税
 - III 法人税
 - IV 資産課税
 - V 地方税
 - VI 税務行政
- おわりに

平成 20 年 12 月 24 日、政府は、少子・高齢化社会の下での社会保障の安定財源確保に向けて「中期プログラム」を閣議決定し、消費税率の見直しを含む税制抜本改革の道筋を示した。

一方、民主党も同日、「アクションプログラム」を決定した。消費税率に関する立場を明らかにするとともに、税制改正プロセスの見直しや給付付き税額控除の導入に言及するなど、税制全般のあり方を提示するものとなっている。

本稿では、これらの文書に盛り込まれた項目のうち主要なものを取り上げ、政府・与党と民主党との立場の違いや共通点を確認するとともに、併せて有識者の見解などを紹介することにより、論点を概観する。

財政金融課

かとう けいいち
(加藤 慶一)

調査と情報

第 6 4 4 号

はじめに

今日、税制の重要課題は数多く存在する。本稿は、平成 20 年 12 月に政府・与党が決定した「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」¹（以下「中期プログラム」）および民主党の「税制抜本改革アクションプログラム」²（以下「アクションプログラム」）に掲げられた項目から、議論の大きさなどを勘案して抽出し、論点をまとめたものである³。

I 消費税

【税率の検討】

「税制抜本改革」といった場合、消費税率を含めた消費税制の見直しを含意すると受け止められることからもうかがえるように、今後、消費税率をどうするかは税制の最大の課題と言ってよいであろう。

政府・与党は、「中期プログラム」において、急速に進む少子高齢化社会を見据え、増大する社会保障費用の安定財源として、国民全体に広く薄く負担を求める消費税を主要な財源と位置付け、景気回復を前提に 2011 年度からの消費税率引上げを示唆している⁴。加えて、我が国の危機的な財政状況の立て直しの観点からも、消費税が注目されている⁵。

一方の民主党は、「アクションプログラム」において、歳出の無駄の根絶が先決であるとしており、仮に税率引上げが必要になった場合は、引上げ幅などを明らかにして総選挙で国民に信を問うとしている。鳩山由紀夫代表や岡田克也幹事長は、4 年間は税率引上げの必要はないとの見方を示し、足並みをそろえている⁶。

有識者の間では、消費税率の引上げはやむを得ないとの見方が多くある⁷一方で、消費税を増税して所得税から消費税に移行しても、老後の消費税負担に備えて貯蓄をしなければ

¹ 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」（平成 20 年 12 月 24 日閣議決定平成 21 年 6 月 23 日一部改正） <<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2009/0623tyuuki.pdf>>

² 「民主党税制抜本改革アクションプログラム—納税者の立場で「公平・透明・納得」の改革プロセスを築く—」2008.12.24. <<http://www.dpj.or.jp/news/?num=14851>>

³ 論点の抽出にあたっては、新聞報道等での話題の大きさや有識者の論文記事のほか、政府税制調査会による税制全般のあり方についての最近の提言「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（平成 19 年 11 月 政府税制調査会答申） <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/191120a.pdf>> も参照した。この答申の要約については、水野忠恒「税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」—与党税制改正大綱と比較しつつ—」『税経通信』63 巻 2 号, 2008.2, pp.17-26 を参照。税制改革全般を論じた文献としては、森信茂樹「抜本的税制改革の論点」『租税訴訟』2 巻, 2008.11, pp.88-119; 神野直彦ほか「有効で公平な税制とは何か」『世界』752 号, 2006.5, pp.108-123 などがある。

⁴ 最近発表された、政府の安心社会実現会議の報告書「安心と活力の日本へ」（平成 21 年 6 月 15 日） <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ansin_jitugen/index.html> も、2010 年代半ばまでの消費税率引上げの必要性を強くにじませる内容となっている（「安心会議報告書 社会保障番号、11 年までに」『日本経済新聞』2009.6.16.）。

⁵ 「財政再建 互いに牽制」『朝日新聞』2009.6.4; 「財政再建へ「消費税 12%」」『朝日新聞』2009.6.10 など。ただし、経済財政諮問会議で示された消費税率 12%の試算に対しては、与党内からも激しい反発があった。

⁶ 「民主・経団連 3 年ぶりトップ会談 衆院選にらみ見え隠れ」『日本経済新聞』2009.6.2.

⁷ 「「思いやりある社会」の安定財源に一石弘光元政府税制調査会長に聞く—」『金融財政』9905 号, 2008.3.27, pp.12-17; 井堀利宏「消費税の適正水準は 13% 2~3 回に分けて引き上げを」『エコノミスト』84 巻 13 号, 2006.3.7, pp.72-75; 「景気上向きなら税率引き上げ着手を—水野勝・元大蔵省主税局長に聞く—」『金融財政』9988 号, 2009.3.30, pp.14-17.

表1 税制改革をめぐる政府・与党と民主党の主張

	政府・与党「中期プログラム」	民主党「アクションプログラム」
消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・景気の回復を前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度から実施 ・消費税の全額が社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化 ・逆進性緩和策として、複数税率を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・税の無駄遣いを根絶し、社会保障目的税化 ・仮に税率引上げが必要となる場合、引上げ幅などを明らかにして総選挙を実施 ・逆進性緩和策としては、給付付き税額控除の導入が適当
所得税	<ul style="list-style-type: none"> ・最高税率や給与所得控除の上限の調整等により、高所得者の税負担を引上げ ・給付付き税額控除の検討 ・金融所得課税の一体化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得控除を手当や税額控除に転換し、給付付き税額控除を導入 ・金融所得については、当分の間、分離課税とした上で損益通算の範囲を拡大していくのが適当
法人税	<ul style="list-style-type: none"> ・課税ベースの拡大とともに、実効税率の引下げを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置の見直しを進め、課税ベースが拡大した際、企業の国際競争力等を勘案しつつ税率を見直す
資産課税	<ul style="list-style-type: none"> ・格差の固定化の防止等の観点から、課税ベースや税率構造等を見直す 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税ベースや税率の見直しに当たっては、格差の固定化の防止に配慮
地方税	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税のあり方を見直す 	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方の間の税財源の配分のあり方を見直す
税務行政	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者番号制度の導入を準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障給付と納税の双方に利用できる番号制度の導入

(出典)「税制改革案 政権交代を意図」『朝日新聞』2008.12.25; 大石敬「平成21年度税制改正と税制改革の方向性—自民党案・民主党案の比較—」『税経通信』904号, 2009.2, pp.114-120等から筆者作成。

ならず、生涯負担で見ると何も変わらないため、高齢化対策にはならないという見方もある⁸。

【社会保障目的税化の是非】

国の消費税収（地方交付税交付金に充てられる分を除く）は、平成11年度以降、基礎年金、高齢者医療、介護の3経費に充てることが、毎年度の予算総則に明記されている。これをもう一步進めて、負担が確実に国民に還元されることを明確にするため、消費税を社会保障目的税化するという議論があり、この点では政府・与党と民主党の意見に大きな隔たりは見られない⁹。

有識者の間でも、消費税の社会保障目的税化を支持する見解がある¹⁰。しかし、目的税化には財政の硬直化を招くとの批判がある¹¹。また、社会保障費を経済成長に税収が左右

⁸ 「所得税中心の税制で公平・公正な負担を実現—八田達夫政策研究大学院大学長に聞く—」『金融財政』9906号, 2008.3.31, pp.10-15. もっとも、この中で八田氏は、税率引上げに明確に反対しているわけではない。

⁹ 「中期プログラム」と「アクションプログラム」では微妙に表現が異なる。前者では、法律上の扱いについては明記されていないのに対して、後者では、消費税収を社会保障以外に充てないことを法律上も会計上も明確にするとされている。

¹⁰ 「明確な社会保障の将来像を示し消費税等税制改革で財源を確保—吉川洋氏（東京大学大学院教授）に聞く—」『週刊社会保障』2529号, 2009.5.4-11, pp.16-21.

¹¹ 「軽減税率の範囲 議論へ」『日本経済新聞』2006.6.22; 橋木俊詔「累進消費税」に財源転換を」『日本経済新聞』1999.5.11.

される消費税とリンクさせるのは適当でないとする見解¹²や、「カネに色はつかない」ことから、仮に消費税の増税分を社会保障費に充てたとみなしたとしても、それまで社会保障費に充てていた消費税以外の財源を別の目的に使うことができるため、目的税化といっても実質的な意味はないとする見解¹³もある。

【逆進性への配慮等】

消費税には逆進性がある（所得の低い人ほど実質的な税負担が重くなる）といわれるため、税率引上げに際しては、食料品などの生活必需品に対する軽減税率の導入も検討課題とされている¹⁴。また、消費者が支払った消費税が事業者の手元に残る「益税」の解消や、仕入れにかかった消費税額を伝票等に明記させる「インボイス方式」の導入といった課題も残されている。¹⁵

II 所得税

【税率構造や各種控除の見直し】

昭和 62 年および 63 年の抜本的税制改革以降、勤労者の税負担の累増感を和らげ、勤労意欲を引き出すことを目的として、所得税の税率構造は累進度を緩和する方向（最高税率の引下げと税率構造の簡素化）で改正されてきた¹⁶。しかし、近年の格差拡大への懸念から、所得税による所得再分配機能の回復が課題となっている。「中期プログラム」は、最高税率や給与所得控除の見直しにより、高所得者の税負担を引き上げるとしている。「アクションプログラム」は、最高税率の引上げには否定的であるが、給与所得控除については上限額を設けるのが適当としている。

また、「中期プログラム」と「アクションプログラム」には明記されていないものの、給与所得控除以外の各種控除についても、税制の簡素化や課税ベース拡大の観点から、整理・縮小を求める向きがある。とりわけ、所得控除の中で大きな比重を占める社会保険料控除や、生命保険の普及という政策目的を達成した感のある生命保険料控除については、廃止も含めて見直しの声が強¹⁷。配偶者控除についても、就労や結婚への中立性を阻害しているとの観点から、見直しを求める声がある¹⁸。

¹² 村上正泰「消費税目的税化は社会保障費抑制につながる」『中央公論』122 巻 10 号, 2007.10, pp.60-67.

¹³ 野口悠紀雄「社会保障目的税は増税目的のトリック」『週刊ダイヤモンド』95 巻 48 号, 2007.12.15, pp.110-111.

¹⁴ 軽減税率の導入について、民主党「アクションプログラム」は、適用対象品目の線引きが困難であることや、基本税率の上昇につながる等の理由から否定的であり、むしろ給付付き税額控除によって対応すべきとしている。

¹⁵ 「高率消費税 暮らしは？」『朝日新聞』2007.11.10; 森信茂樹「消費税の課題を考える」『国際税制研究』17 号, 2006, pp.38-47.

¹⁶ 川上尚貴『図説 日本の税制（平成 20 年度版）』財経詳報社, 2008, pp.46-51, 86-87.

¹⁷ 橋本恭之・呉善充「所得税改革の論点（抜本的税制改革のあり方）」『国際税制研究』20 号, 2008.5, pp.35-44; 松原有里「物的控除は必要か—社会保険料控除, 保険料控除, 寄付控除」『税研』23 巻 3 号, 2007.11, pp.43-49 など。

¹⁸ 森信茂樹『日本が生まれ変わる税制改革』中央公論新社, 2003, pp.78-97.

【給付付き税額控除の導入】

格差対策として、「アクションプログラム」は、最高税率の引上げよりも所得控除の税額控除・手当への転換を重視している。そして、さらにもう一步進めて、税額控除の額が納税額よりも大きくなる納税者に対しては、控除しきれない分を給付するという「給付付き税額控除」¹⁹を導入するとしている。同制度については、「中期プログラム」においても検討対象とされているため、今後、導入に向けて議論が活発化する可能性がある²⁰。

給付付き税額控除のメリットとしては、納税額が低い低所得者層にも減税の効果を及ぼすことが可能なことや、税額控除方式を採用することにより、高所得者に効果が偏りやすい所得控除方式の場合よりも所得再分配機能が高まることなどが挙げられる。社会保障制度と減税とが組み合わされる結果、個人が社会保障給付を得るために労働供給を抑制するといった非効率を防止する制度設計（働かなくても給付が受けられるという「貧困の罠」の発生の防止）が可能である。また、子どもの人数に応じて支給額を変化させれば少子化対策にもなりうるし、消費税の逆進性対策として用いることも可能である。

ただし、導入に向けてはいくつかの課題もある。給付付き税額控除は世帯単位での正確な所得捕捉を行うため、納税者番号や社会保障番号といった番号制度を整える必要がある。自分の収入を実際より少なく申告して過大な給付を受けるなどといった、不正受給への対応策も講じる必要がある²¹。さらに、給付のための財源をどのように確保するかも課題である。

【金融所得一体課税の推進】

金融所得一体課税²²とは、金融所得を勤労所得等の他の所得と分離し、その中で損益通算を行った上で、低率の比例税率で課税することである。低率の分離課税を行うことにより「足の速い」金融資産の海外への逃避を防ぐとともに、損益通算によるリスクの分散を可能とすることで「貯蓄から投資へ」と誘導することを目的として、近年導入に向けて検討がなされている。政府・与党は、平成 23 年末に株式等の譲渡益と配当に対する軽減税率を廃止した上で、平成 24 年から金融所得一体課税を導入することを想定している²³。一方、民主党も、本来はすべての所得を合算して課税する総合課税が望ましいとしつつ、金融所得については、当分の間、一体課税を進めるのが適当としている。

導入に当たっては、一体化の対象となる「金融所得」の概念を確定させなければならないことや、どの範囲の損失や必要経費に控除を認めるかについてルール作りが必要であることなどの課題が残されている。

¹⁹ 給付付き税額控除は、有識者の間では森信茂樹・中央大学教授が積極的に導入を唱えており、同氏の論文に給付付き税額控除の意義や類型、導入に向けた課題等がまとめられている。森信茂樹「給付付き税額控除の4類型とその課題」『税理』52巻5号、2009.4、pp.77-83など。

²⁰ 安心社会実現会議「安心と活力の日本へ」（前掲注4）でも、低所得労働者や子育て世帯を対象に給付付き税額控除を導入することを提言している。さらに、「骨太の方針09」にも、同制度の導入の検討が盛り込まれた（「骨太」閣議決定 強まる歳出圧力『産経新聞』2009.6.24.）。

²¹ 社会保障番号を整備しているアメリカでも不正受給が跡を絶たない。米国会計検査院の報告によれば、1997年の勤労税額控除の不正受給の割合は、約31%にのぼる（General Accounting Office, *FEDERAL TAXES: Information on Payroll Taxes and Earned Income Tax Credit Noncompliance*, 2001, pp.10-12.）。

²² 森信茂樹「金融所得一体課税の課題」『租税研究』712号、2009.2、pp.60-64。

²³ 「一体課税1年先送り 12年から導入」『毎日新聞』2008.12.5、夕刊。

Ⅲ 法人税

【税率引下げの検討】

現在、日本の法人所得課税の実効税率²⁴は、アメリカと並んで世界で最も高い水準であり、日本企業の国際競争力を弱めているとの観点から、法人税率の引下げが課題となっている。「中期プログラム」と「アクションプログラム」では、課税ベースの拡大を図るとともに、税率の見直しを行うこととしており、方向性は一致している。特に日本経団連をはじめとする経済界や、いわゆる「上げ潮派」に積極的な意見が強いほか、有識者の間でも、海外からの資本を呼び込むためにも法人税率の引下げは必要だとする意見や²⁵、国際的な租税競争への対応の必要性和、高齢化社会を支える財源が海外に逃避しないようにするという観点から、税率は引下げの方向で検討すべきとの見解²⁶がみられる。

一方で、法人税率を引き下げても企業は投資を増やさず、経済の活性化にはつながらないといった見方²⁷や、法人税だけでなく、社会保険料の事業主負担等まで考慮に入れば、日本企業の負担は重くない²⁸とする慎重論もある。²⁹

また、法人税率を引き下げるとした場合、その財源の確保も課題となる。財界からは、消費税率の引上げと法人税率引下げをセットで訴える提言もなされている³⁰が、これには大企業優遇との批判がついてまわる。他方で、政策減税を廃止して課税ベースを広げることにより財源を確保するという案も考えられる³¹が、最大の減税項目である研究開発促進税制（R&D 税制）は日本経済の国際競争力強化に大いに役立っているため、その廃止は難しい³²という問題がある。

Ⅳ 資産課税

【相続税の課税ベースや税率構造の見直し】

相続税には非常に高額の基礎控除が認められており、死亡者数に占める相続税の納税者

²⁴ 法人事業税の損金算入調整後の法人税、法人住民税、および法人事業税の合計税率。平成 21 年 1 月現在、日本の法人所得課税の実効税率は、40.69%である（「法人所得課税の実効税率の国際比較」財務省ホームページ <<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryoku/084.htm>>）。

²⁵ 香西泰「海外から資本を呼ぶためにも法人税率の引下げは必要だ」『税理』51 卷 1 号、2008.1, pp.2-7.

²⁶ 森信茂樹「法人税減税問題は「あせらず、じっくり、引下げの方向で」議論をすべし」『金融財政事情』58 卷 20 号、2007.5.28, pp.30-33.

²⁷ 「法人税減税は必要か」『朝日新聞』2006.12.4.

²⁸ 神野ほか 前掲注 3; 井立雅之「法人課税の負担水準に関する国際比較について」神奈川県地方税制等研究会ワーキンググループ『地方税源の充実と地方法人課税』2007, pp.88-100. 神奈川県ホームページ <<http://www.pref.kanagawa.jp/kenzei/kaikaku/working-houkoku0706-9.pdf>> など。

²⁹ 法人税率の引下げを巡る賛成論、反対論については、加藤慶一「法人税率の引下げを巡る議論」『国政の論点』2008.11.19.（事務用資料）も参照。

³⁰ たとえば、(社)日本経済団体連合会「税・財政・社会保障制度の一体改革に関する提言—安心で活力ある経済社会の実現に向けて—」2008.10.2. <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2008/068/honbun.html>>

³¹ 民主党は、昨年に引き続き、今年も「租特透明化法案」（正式名称は「租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案」）を国会に提出し、租税特別措置の整理合理化を主張している。

³² 森信 前掲注 3, pp.115-116.

数の割合は、現在 4%程度にすぎない。加えて、税率の累進構造も緩和されてきたため、所得再分配機能が低下しているとの観点から、相続税の課税を再び強化しようという動きがある³³。「中期プログラム」と「アクションプログラム」では、格差固定化の防止の観点から、課税ベースや税率構造を見直すとしており、有識者の間でも相続税の課税強化は一定の支持を得ている³⁴。

しかし一方で、相続税への安易な重課は、資産形成に悪影響を与え、非生産的な節税・脱税を招きかねないとして戒める向きもある³⁵。

V 地方税

【税収の安定的な地方税体系の構築】

地方分権改革の流れの中で、国と地方の税源配分の是正と、税収の偏在の少ない安定した地方税体系の構築が、地方税をめぐる当面の課題である。³⁶

前者に関して、平成 19 年に所得税から住民税に 3 兆円規模の税源移譲が実施された³⁷が、それを反映しても、国と地方の税収の比はおよそ 6 対 4 である。一方で歳出の比はおよそ 4 対 6 であり、地方六団体は、国と地方の税源配分をまずは 5 対 5 にすることを要望している³⁸。民主党は、「アクションプログラム」において、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すとしている³⁹。

後者の税収の偏在に関しては、平成 20 年度税制改正において、道府県税である法人事業税のうち半分程度（約 2.6 兆円）を国税化（地方法人特別税）した上で、国が人口や従業者数で按分して各都道府県に配分するという制度を設けることにより、地域格差の是正が図られた⁴⁰。しかし、この枠組みは、あくまで税制抜本改革までの暫定措置と位置付けられている。「中期プログラム」は、より偏在の少ない地方消費税の充実を検討するとしており⁴¹、地方法人課税のあり方の見直しと併せ、今後、安定的な地方税体系の構築に向けた議論が加速することも予想される。

³³ 「相続課税 強化が浮上」『朝日新聞』2008.7.1.

³⁴ 「相続税改革の論点」『税研』19 巻 6 号, 2004.5, pp.1-6; 齊藤誠「格差社会での資産所得税・相続税のすすめ」『週刊東洋経済』6041 号, 2006.9.16, p.9; 野口悠紀雄「日本の相続税制は現状を固定する」『週刊ダイヤモンド』93 巻 41 号, 2005.10.22, pp.166-167.

³⁵ 井堀利宏「資産形成の歪みなど弊害が大 格差是正のための相続税増税」『週刊ダイヤモンド』94 巻 45 号, 2006.11.25, p.29.

³⁶ 高橋正樹「地方税の現状と課題」『租税研究』706 号, 2008.8, pp.5-28.

³⁷ 鎌倉治子「平成 18 年度税制改正案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』504 号, 2006.1.25.

³⁸ 「地方分権改革推進に関する決議—地方自治の確立と地方交付税の充実強化—」地方六団体地方分権改革推進本部ホームページ <<http://www.bunken.nga.gr.jp/data/teigen-roku/roku191119.pdf>>

³⁹ 国と地方の税源配分のあり方については、「中期プログラム」には明記されていない。

⁴⁰ 深澤映司「平成 20 年度税制改正案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』605 号, 2008.1.22.

⁴¹ 「アクションプログラム」は、地方自治体が地方税に関して独自の制度設計ができる仕組みに改めることとしているものの、地方消費税や地方法人課税のあり方に関して具体的な提言は行っていない。

VI 税務行政

【納税者番号制度等の導入】

納税者番号制度⁴²は、納税者に番号を付与してその所得や資産を正確かつ効率的に把握し、課税の公平・公正を図ろうとするものである。金融所得も含めた総合課税や適正な資産課税、税務行政の効率化等の観点から、これまでも数次にわたって同制度の導入が検討され、最近では金融所得一体化のための導入が提唱されているが、今のところ実現には至っていない。しかし、上述のように、給付付き税額控除の導入が検討課題に上ってきたのに伴い、政府・与党と民主党はともに何らかの番号制度の必要性を認識しており、納税者番号制度の議論も再び高まりつつある。

導入に当たっての最大の課題は、プライバシー侵害の可能性であるといわれている。すなわち、納税者の財産や取引に関する情報が課税当局に集中的に捕捉されること⁴³や、課税当局に集積された個人情報漏えいする危険性に対する懸念である。また、導入に当たっては、番号の付与やデータの捕捉・提供等のシステム構築のために、行政側、金融機関、企業のそれぞれにコストがかかることも課題である。さらに、納税者番号制度を導入しても、事業者の所得を完全に把握するのは困難なことから、業種間の所得の捕捉率の違い(いわゆる「クロヨン」)の解消には直結しない点にも留意を要する。

おわりに

以上のほかにも、たばこ税の増税や自動車関連諸税の暫定税率の問題、環境税導入の是非など、税制改革の課題は多岐にわたっている。本稿では、そのうち主要なものを抽出して概要を述べたが、これらの項目は「中期プログラム」と「アクションプログラム」で触れられており、与野党から税制抜本改革の全体像がある程度示されたと言える。今後は、各論点について改革案をより具体化、精緻化して国民に提示し、議論を深めていくことが肝要であろう。

⁴² 岩田陽子「納税者番号制度の導入と金融所得課税」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』475号, 2005.3.18; 古川浩太郎「納税者番号制度—概要と問題点—」『レファレンス』42巻9号, 1992.9, pp.153-165.

⁴³ もっともこの点に関しては、税の賦課や税務調査等、通常の税務行政においても納税者のプライバシーはある程度制限されざるを得ないので、問題とはならないとする見方もある(古川 同上, p.161; 森信茂樹「納税者番号制度の議論をどう進めていくか」『租税研究』714号, 2009.4, p.140.)。